

企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」

企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日) を次のように改正する (改正部分に下線を付している。)

改正後	改正前
企業会計基準第 34 号 リースに関する会計基準 2024 年 9 月 13 日 改正 2026 年 10 月 16 日 企業会計基準委員会	企業会計基準第 34 号 リースに関する会計基準 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会 <u>本会計基準は、2025 年 4 月 23 日までに公表された次の修正が反映されている。</u> <u>・「企業会計基準第 34 号『リースに関する会計基準』等の修正について」(2025 年 4 月 23 日公表)</u>
会計基準 V. 適用時期等 1. 適用時期 58. <u>2024 年に公表した本会計基準</u> (以下「<u>2024 年会計基準</u>」という。) は、2027 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。ただし、2025 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から <u>2024 年会計基準</u> を適用することができる。	会計基準 V. 適用時期等 1. 適用時期 58. 本会計基準は、2027 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。ただし、2025 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から <u>本会計基準</u> を適用することができる。

改正後	改正前
58-2. <u>2026 年改正の本会計基準（以下「2026 年改正会計基準」という。）の適用時期は、2026 年 10 月改正の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の適用時期と同様とする。</u>	（新 設）
2. その他 59. <u>2024 年</u> 会計基準の適用により、次の企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針に従って会計処理されている取引についてはこれらの会計基準等の適用を終了する。 (1)～(4)（略）	2. その他 59. <u>本</u> 会計基準の適用により、次の企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針に従って会計処理されている取引についてはこれらの会計基準等の適用を終了する。 (1)～(4)（略）
VI. 議 決 60. <u>2024 年</u> 会計基準は、第 532 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。 （後 略）	VI. 議 決 60. <u>本</u> 会計基準は、第 532 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。 （後 略）
60-2. <u>2026 年改正会計基準は、第 585 回企業会計基準委員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</u> <u>川 西 安 喜（委員長）</u> <u>紙 谷 孝 雄（副委員長）</u> <u>古 内 和 明（副委員長）</u> <u>矢 野 貴 詳</u>	（新 設）

改正後	改正前
安 宅 広 興 穴 田 祐 史 熊 谷 五 郎 栗 原 雅 男 丹 昌 敏 松 下 晃 平 吉 田 剛 米 山 正 樹	
結論の背景 経 緯 2024 年会計基準の公表 BC11. (略) そのうえで、2023 年 5 月に企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 73 号「リースに関する会計基準の適用指針（案）」を公表して広く意見を求めた。<u>2024 年会計基準</u>は、公開草案に寄せられた意見を踏まえて検討を行い、公開草案の内容を一部修正した上で公表するに至ったものである。	結論の背景 経 緯 本会計基準の公表 BC11. (略) そのうえで、2023 年 5 月に企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 73 号「リースに関する会計基準の適用指針（案）」を公表して広く意見を求めた。<u>本会計基準</u>は、公開草案に寄せられた意見を踏まえて検討を行い、公開草案の内容を一部修正した上で公表するに至ったものである。
BC12. 審議の過程では、<u>2024 年会計基準の実務への適用を行う過程</u>で <u>2024 年会計基準</u>の開発時に想定していなかった事態が生じ得るのではないかと意見が聞かれた。このため、収益認識会	BC12. 審議の過程では、<u>本会計基準の実務への適用を行う過程</u>で <u>本会計基準</u>の開発時に想定していなかった事態が生じ得るのではないかと意見が聞かれた。このため、収益認識会計基準の公

改正後	改正前
計基準の公表時における対応（収益認識会計基準第 96 項）と同様に、<u>2024 年会計基準の実務への適用を検討する過程で、2024 年会計基準における定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を当委員会において判断することとした。</u>	表時における対応（収益認識会計基準第 96 項）と同様に、<u>本会計基準の実務への適用を検討する過程で、本会計基準における定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を当委員会において判断することとした。</u>
2026 年改正会計基準の公表 <u>BC12-2. 2026 年改正会計基準では、2026 年 10 月の金融商品会計基準の改正に伴い、貸倒引当金の取扱いに関する改正を行った。</u>	（新 設）
Ⅲ. 会計処理 4. 貸手のリース （3）ファイナンス・リース BC57. <u>リースにより生じた債権（リース債権のほか、オペレーティング・リースにより生じた債権を含む。）は金融商品と考えられるため、2026 年 10 月改正の金融商品会計基準では、債権に含めて定めを設けることとした。このため、リースにより生じた債権に係る予想信用損失の算定等は、金融商品会計基準の定めに従う。</u> <u>一方、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、2026 年 10 月改正の金融商品会計基準の範囲に含めなかったが、金融商品的な性格を有すると考えら</u>	Ⅲ. 会計処理 4. 貸手のリース （3）ファイナンス・リース BC57. <u>リース債権は金融商品と考えられ、また、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、金融商品的な性格を有すると考えられる。したがって、これらについては、貸倒見積高の算定等において、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の定めに従う。</u>

改正後	改正前
れるため、予想信用損失の算定等は、開示も含めて、<u>金融商品会計基準のリースにより生じた債権の定めに準じて会計処理を行う。</u>この場合、<u>リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分に関して、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することを選択できるとする定め（金融商品会計基準第 28-5 項）についてリースにより生じた債権の取扱いに準じて適用することができ、またその適用は独立して選択できると考えられる。</u>	
V. 適用時期等 BC69. <u>2024 年会計基準は、次の点を踏まえ、会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間を 2 年半程度とし早期適用を認めることとした（第 58 項参照）。</u> (1)～(3)（略） (4) 一方、<u>2024 年会計基準の適用開始にかかる実務上の負担への対応として、我が国の会計基準を基礎とした場合に関連すると考えられる IFRS 第 16 号の経過措置を取り入れていることに加えて我が国特有の経過措置を設けている。</u>	V. 適用時期等 BC69. <u>本会計基準は、次の点を踏まえ、会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間を 2 年半程度とし早期適用を認めることとした（第 58 項参照）。</u> (1)～(3)（略） (4) 一方、<u>本会計基準の適用開始にかかる実務上の負担への対応として、我が国の会計基準を基礎とした場合に関連すると考えられる IFRS 第 16 号の経過措置を取り入れていることに加えて我が国特有の経過措置を設けている。</u>
BC70. <u>2026 年の本会計基準の改正は、2026 年 10 月の金融商品会計基準の改正に伴うものであるため、2026 年改正会計基準の適用時期は 2026 年 10 月改正の金融商品会計基準の適用時期と同様とした（本会計基準第 58-2 項参照）。</u>	（新 設）



以 上